

## 令和5年度第1回宮城県歯科保健推進協議会 議事録

日時：令和5年7月28日（金）

午後7時から午後8時

場所：宮城県庁行政庁舎9階 第一会議室

（出席委員）

高橋会長、泉谷副会長、阿部委員、佐藤委員、佐野委員、千島委員、永野委員、人見委員、藤委員、丸子委員

（欠席委員）

安藤委員

（司会）

それでは時間になりましたので、開始したいと思います。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から「令和5年度第1回宮城県歯科保健推進協議会」を開会いたします。

開会に当たり、会議の成立について御報告申し上げます。

本日の会議には、委員11名に対し、半数以上の10名の御出席をいただいておりますことから、歯科保健推進協議会条例第4条第2項の規定により、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日の会議は、情報公開条例第19条の規定により、公開とさせていただき、本日の議事録と資料につきましても後日公開とさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、保健福祉部の大森副部長より御挨拶申し上げます。

（副部長）

歯科保健推進協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、遅い時間からの開催にもかかわらず、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には、本県の歯科保健の推進につきまして、常日頃から御指導、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしてお礼申し上げます。

本協議会は、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する重要事項を御審議いただくことを目的として設置されております。

任期満了に伴う委員改選の関係で、皆様方には、御多忙の中、本協議会委員への御就任を快くお引き受けいただきましたことに感謝を申し上げます。

さて、県では、平成30年3月に策定いたしました「第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、関係機関と連携しながら、各ライフステージに応じた県民の歯と口腔の健康づくりに取り組んでいるところでございます。

本計画は令和5年度を終期としており、今年度は、次期基本計画策定の年となっております。

本日は、現計画についての評価及び次期計画策定の骨子案について御審議を賜りたいと考えておりますので、委員の皆様には、それぞれの御専門の見地から忌憚のない御意見を願います。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

大森副部長につきましては、所用のため退席させていただきます。

改選後初めての協議会となりますので、ここで、委員の皆様を名簿順に御紹介申し上げます。

宮城県歯科医師会 常務理事 阿部清一郎委員です。

宮城県医師会 常任理事 安藤由紀子委員につきましては本日御欠席でございます。

宮城県歯科医師会 副会長 泉谷信博委員です。

全国健康保険協会宮城支部 企画総務部長 佐藤昌司委員です。

仙台市健康福祉局保健衛生部 健康政策課長 佐野ゆり委員です。

東北大学大学院歯学研究科 教授 高橋信博委員です。

ハッピーート大崎 理事長 千島優子委員です。

宮城県手をつなぐ育成会 代表理事 永野幸一委員です。

宮城県歯科衛生士会 副会長 人見早苗委員です。

宮城県ケアマネジャー協会 理事 藤秀敏委員です。

宮城県国公立幼稚園・こども園協議会 会長 丸子勝弘委員です。

なお、職員の紹介につきましては、お手元の出席者名簿での紹介に代えさせていただきます。

ここで皆様に御紹介させていただきます。

ただいま、机上に「いきいきクラブ「フレイル予防の工夫」」、その他の資料が置かれておりますが、こちらにつきましては千島委員より御提供いただいた資料になりますので、御紹介させていただきます。

次に、次第の「4 会長及び副会長の選出」に入らせていただきます。

条例第3条の規定によりまして、会長及び副会長につきましては、委員の互選により選出させていただくこととなっておりますが、皆様いかがでしょうか。

御意見がなければ、事務局案を御説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局の案といたしましては、高橋委員に会長を、泉谷委員に副会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

それでは高橋会長と泉谷副会長から御挨拶をお願いいたします。

まずは、高橋会長お願いいたします。

(高橋会長)

皆さんこんばんは。

ただ今選出いただきました東北大学歯学研究科から参りました高橋と申します。  
先ほど御説明ありましたように、今回非常に宮城県の口腔保健の施策のために重要な会議だと伺っておりますので、皆様方の御協力のもとに、今回も進めて参りたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

次に泉谷副会長、御挨拶をお願いいたします。

(泉谷副会長)

ただ今選出いただきました泉谷信博です。

宮城県歯科医師会の副会長を現在務めております。

微力でございますが、会長の支えになればと思っております。

よろしく願いいたします。

(司会)

それでは議事に入ります。

ここからの進行につきましては、歯科保健推進協議会条例第4条第1項の規定により、高橋会長をお願いいたします。

高橋会長、よろしく願いいたします。

(高橋会長)

よろしく願いいたします。

多くの意見がいただけるような形で進めて参りたいと思いますので、どうぞ皆様方よろしく願いいたします。

それでは早速この次第に沿って進めてまいります。

始めに、「5 報告事項 事業所における歯と口腔の健康づくり取組状況アンケート結果の概要」について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

健康推進課の柴でございます。

資料1「事業所における歯と口腔の健康づくり取組状況アンケート」について御報告をさせていただきます。

それでは、資料の1ページ目を御覧ください。

「1 調査目的」でございますように、事業所の歯科健診や、歯周疾患対策等の歯と口腔の健康づくりの取組状況についてアンケート調査を行い、令和元年度に実施した同調査との

比較により、その進捗状況を確認いたしました。

「4 調査対象」にございますように、調査対象は、スマートみやぎ県民会議会員企業 944 事業所、調査協力団体の状況につきましては「7 回収率」にございますように、944 事業所中 441 事業所が回答、回収率 46.7%となっております。

結果の概要につきましては、2 ページから 5 ページに記載しております。

詳細の御説明は今回割愛させていただきますが、ほぼ全ての質問項目で取組状況は改善している傾向がみられます。

歯みがきができる環境の整備の他、よくかむことや喫煙の影響などについてなど、歯科口腔管理に関する啓発についても、職場での取組が広がっているところです。

一方で、三ページの「(3) 事業所の歯科健診の実施状況」について尋ねたところ、令和 4 年度で実施している事業所が 26 事業所、内訳といたしましては従業員数の多い製造業などが多く、実数をみるとまだまだその割合の増加に向けた取り組みの必要性が感じられるところございます。

今後も、事業所での歯科健康管理の実施状況の向上や、歯科健診の機会の確保とその推進など、働き盛り世代の方々の環境整備に向けた取り組みをより一層進めてまいりたいと考えております。

御報告については以上となります。

(高橋会長)

御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

(佐藤委員)

協会けんぽの佐藤でございます。

終盤に御説明いただきました 3 ページ先頭の歯科健診の実施状況について、26 事業者と少ないということではありますが、私たち保険者としてもなかなか歯科は難しいと思っております。

数が少ないとしても実施されている事業所があるということは驚きでしたが、この 26 事業所で歯科健診はどのように実施されているか、具体的に御存知でしたら教えていただきたいと思っております。

(事務局)

書面でのアンケート調査による把握のみになりますが、集団健診で実施しているようでした。

(高橋会長)

実施しているところの状況を見ることによってヒントが得られると思っております。

資料を少しずつ集めていくと良いのかと思いますので、お願いいたします。

比率としては変わらなくても、少しずつ事業所の数はこのように増えておりますので、これを少しずつ広げていくにはどのようにしたらいいかというヒントが実施している事業所にはあると思いますので、それを参考に進めていければと思います。

他に皆様方から御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、御説明ありがとうございました。

それでは、次の協議事項となります。

本日予定しているのは二つです

まずは「6 協議事項(1)第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の評価結果(案)について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料2について御説明をさせていただきます。

資料の1枚目を御覧ください。

資料2の2枚目以降につきましては、第2期計画の達成指標28項目の評価と今後の方向性について、ライフステージごとにまとめた評価結果でございます。

こちらにつきましては、令和5年3月27日開催の歯科保健推進協議会で御協議いただきました「次期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画策定の進め方について」の方針により、8020検討評価委員会の委員の皆様御意見を伺いながら作成し、令和5年6月7日開催の8020検討評価委員会で御協議いただいた上で、本協議会に評価結果案としてお示ししているところでございます。

本日御協議の上、本評価結果を第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の評価結果とし、次期計画の中間案作成に向けた基礎資料といたく考えております。

評価結果の概要について御説明させていただきます。

達成指標につきましては、全体的に改善傾向がみられるものの、28項目中、目標達成が4項目にとどまるなど、今後の更なる取組が必要と思われる結果となっております。

一部新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる項目もございますが、今後さらに、県民の皆様方の歯科口腔保健の状況が改善されるよう、今期の課題と今後の方向性を踏まえ、次期計画策定に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

また、特に各評価結果の今後の方向性について、8020検討評価委員会の委員の皆様からいただいた御意見といたしまして、妊産婦期・乳幼児期の評価結果について、フッ化物応用の取組や妊産婦期の啓発の推進の重要性に関する御意見がございました。

次期計画においても、フッ化物応用や妊産婦期の啓発が推進されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、障害児・者の評価結果について、障害児・者が安心して受診できるような環境整備の重要性についても御意見をいただいたところです。

障害児・者への歯科保健・医療の提供体制整備に向け、歯科関係団体と連携した取り組みを今後も推進して参りたいと考えております。

全体的な御意見といたしまして、ポピュレーションアプローチは継続して取り組んでいくことが重要である点や、実際のアクションに繋がるような計画策定を意識するべきであるという御意見もいただいております、このような御意見を踏まえ、今後の検討につなげて参りたいと考えております。

評価結果の概要の御説明は以上となります。

評価結果に関する御意見や、評価結果を受け、中間案策定等今後に向けた御意見等頂戴できればと考えております。

御協議の程よろしくお願ひいたします。

(高橋会長)

御説明ありがとうございます。

まず、評価がA、Bという改善しているところがいくつかあって、そのようなところは非常によろしいということ、ただし、目標にまだ至っていないので、B評価に留まっているところがあるので、さらなる努力が必要だと言うことが最初にコメントあったと理解いたします。

しかし、一方、悪化しているという評価になっているところが複数項目がありまして、そこに対するアプローチがこれから必要になってくると思います。

また、Dとなった原因の一つとしては、計画期間の後半は新型コロナウイルス感染症があって、様々な影響がでたのではないかという考察がなされているところだと思います。

最初の時点と最後の時点の比較ですので、その間どのような変動があったということは、なかなか数字から見えないところだと思います。

どこまでどのような影響がコロナによって起きたのか、単純には見えてこないとは思いますが、確実にコロナの影響はあったのだろうと思います。

委員の皆様方がいかがでしょうか。

(阿部委員)

学校関係で、Dというのは、やはりコロナの影響があると思っておりまして、養護の先生や学校歯科医担当へのアンケート調査を見ても、コロナの影響でやめた、中止したという結果をいただいております。

(高橋会長)

ありがとうございます。

資料を補足する情報としまして、学校歯科医の方からは、コロナ禍で学校歯科保健の活動を中止せざるを得なかった、それがこの数字に関係しているのではないかという答えでした。

基本的な部分について、この目標値の設定というのはどういうものを指標として定められているのでしょうか。

目標値の高低によって評価がだいぶ変わってくるということもありまして、何かしら目標とすべき数字があるのかなと思います。

(事務局)

目標値設定の考え方については、参考資料5の44、45ページに参考として記載されています。

(高橋会長)

ありがとうございます。

全国値を目標値とするものや、国の基本的事項の目標値、伸び率を考慮した設定など、さまざまな考慮で値が設定されるわけですね。

これらは自治体の状況によって見直したりすることはありえるのでしょうか。

(事務局)

見直しする場合もございます。

(高橋会長)

この目標値はしばらくはこのまま使っていくということになるのでしょうか。

(事務局)

中間案策定に向けて、見直しもかけていきたいと思っておりますので、御意見を頂戴できれば幸いです。

(高橋会長)

わかりました。

その他、委員の皆様いかがでしょうか。

(永野委員)

手をつなぐ育成会では、多賀城で発達支援センター太陽の家を運営しております。

そこでは未就学の子供たちが通ってきているのですが、小さいうちにうがいや手洗いなどの習慣をつけると、しっかりと覚えてくれるということがあります。

この資料の中の乳幼児期のところで、取り組みの状況に、幼児保育施設職員・市町村母子保健・歯科保健担当者等を対象とした研修を実施したと書かれていますが、具体的にはどんな形で研修を行ったのか、教えていただければと思います。

(高橋会長)

御質問ありがとうございます。

いかがでしょうか。

(事務局)

令和4年度につきましては、歯のみがき方などにつきまして動画を作成し、御希望する方がすべて御視聴できるような形で実施いたしました。

(永野委員)

各施設で伝達講習してもらおうような形で進めているということでしょうか。

(事務局)

幼児保育施設職員等の方が、携帯電話などで自由に見られる動画を作成して公開した形でしたので、伝達講習まではしていないところでした。

(永野委員)

わかりました、ありがとうございます。

(高橋会長)

コロナ禍でなかなか対面での指導できない中で、動画を活用したというところだと思います。

動画というのは見てもらって、それがどれだけ伝わったかという検証は簡単ではないので、工夫がこれからは必要ではないかと思います。

他にいかがでしょうか。

(丸子委員)

今日、幼稚園の新任の先生方の研修会に講師として行って、お話を伺って、保育の状況や園の状況について情報交換する機会がありました。

今、幼稚園教諭の研修が積極的に進められている、つまり、幼児期の教育保育をしっかりやっ行ってこうという中で、悩みとして出てきたのが、歯みがき指導がストップしている状態で、指導をしたことがない先生方がまもなく中堅になろうとしていることです。

新任の先生方から質問されても、具体的な指導を伝えられないという現状が今起きています。

考えてみますと、小学校などでも、若い先生方は、給食の後、歯みがきをどのようにさせたらいいかといったところは同じだと思います。

その中で、ウェブで視聴できる、何かしらのツールがあると、実際に直接指導することには及ばないとしても、具体的な指導や、具体的なポイントを、印象深く意識させられますので、若い先生方にとっても役立つかと思いました。

県内の色々な支部の園長、先生方と情報交換すると、幼稚園では歯みがき指導はまだ再開できてないということでした。

やろうと思っていたのだけれども、ヘルパンギーナや季節はずれのインフルエンザで飛沫が怖い、先生方も次々に感染して幼稚園に来られない状況という中で、歯みがき指導のハードルが高くなっている。



そういうところで若い先生方が学べるウェブでの視聴というのも、これからとてもニーズが高まってくると思いながら、今のお話を伺わせていただきました。

(高橋会長)

ありがとうございます。

教育現場において、様々なスキルを次の世代に伝えていくということが、コロナ禍で断絶しているというところが一つと、また今後はそのようなツールが重要になってきて、そういうものを充実することで、スキルを伝えていくことができるということだと思います。

また、そこからいかに個々の御家庭や、対象となる子どもたちに伝えていくかといったことが、次のステップになりますが、これから数字の改善などが見られることを期待しているものと思います。

その他いかがでしょうか

(泉谷委員)

参考資料2の2ページ目の記載に関し、フッ化物溶液でブクブクうがいをしているという歯科保健行動が10%にも達していない状況で、私はフッ化物洗口がう蝕を減らす一番重要な要素になると思うのですが、以前、学校でも一部洗口に対して反対する保護者、あるいは養護の先生もいらっしやったのですけども、他県と比べて宮城県はう蝕の罹患率はまだまだ真ん中より下の状況です。フッ化物洗口に関しての現在の意識的な部分というのはどの程度なのか分かれば教えてほしいと思います。

反対しているというところは、まだいらっしやるのか、分かる方がいらっしやれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

市町村の担当者からお伺いしたお話などを参考にさせていただきますと、3歳児歯科健診や、1歳6ヶ月の歯科健診などの機会を捉えたフッ化物塗布を希望者の方に実施している市町村は多くあり、ほとんどの方が塗布を希望して、お断りされる方はあまりいらっしやらないという話を聞いております。

フッ化物洗口に関しましては、現在、市町村事業として導入したことがある市町村は、県内35市町村中16市町村でございますので、さらに広めていく取り組みも、今後行っていきたいと考えております。

(佐野委員)

仙台市健康政策課の佐野でございます。

今の仙台市の状況ですが、市内の幼稚園や保育所におけるフッ化物洗口は令和4年度で57.2%実施しており、コロナの流行時には少し実施率が下がったところもありましたが、ただ今の状況としては半数以上実施しているところでございます。

1歳半までのフッ化物歯面塗布の助成事業を、令和3年度から開始しており、歯が生え始

める生後8ヶ月から1歳6ヶ月となる前日までの間に受け入れる券を保護者の方にお渡しして、徐々に実施率が上がっており、受診率は40%を超えている状況です。

これは令和4年度の実績ですので、これから伸びてくることを期待しております。

(人見委員)

宮城県歯科衛生士会の人見です。

小学生、中学生の取り組みについて、コロナの流行する前には、教育委員会の協力などいろいろ手ごたえを感じる話もありましたが、コロナの流行で難しい状況にあるように思います。

0歳児からの取り組みについては仙台市と様々に協力して当会もやっているところですが、学童期への継続性を高めることが課題かと思っています。

(高橋会長)

ありがとうございます。

進んできた事業が、コロナの影響で止まってしまっていて、その間に忘れられた、あるいは異動により引き継がれていなかったということが影響しているのだと思います。

コロナが落ち着いてきましたので、新たにリスタートするつもりでやっていけば、おそらくこれまでの効果がまた上がってくると思いますので、そこは次の施策などで生きてくることになると思います。

その他いかがでしょうか。

(人見委員)

先ほど、丸子委員からお話があった動画の利用について私も同感です。人材が色々なところに出向いていくことも本来は必要なことかと思うのですが、動画の利用も積極的に取り組むことでポピュレーションアプローチの拡大し継続できると考えます。同じやり方で続けてもあまり変化がない可能性があるので、工夫することが肝要です。先ほどの委員のお話を聞いて、特に思いました。

(高橋会長)

ありがとうございます。

今でもある程度効果があるものをさらに促進するためには、何かしらプラスしていかないといけないかと思っていますので、そのようなことも、今後の施策に生かしていきたいという視点の提供だと思っています。

色々御意見が出ましたので、この形で、評価結果としてお認めしたいと思っています。

それでは次の議題に移りたいと思います。

続きまして「協議事項(2)次期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の骨子(案)について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3により次期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画骨子案について御説明させていただきます。

「1 計画策定の趣旨・位置付け」につきましては、これまでの計画の趣旨・位置づけに倣い、次のとおりと考えております。

趣旨につきましては、平成22年12月に「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」が制定されたことを受けて、本県における歯科口腔保健全般について、課題や施策の方向性、行政、関係機関等の役割分担を明確にし、県民の歯と口腔の健康づくりを着実に推進するために策定するものでございます。

位置づけにつきましては、宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例に規定する基本的な計画とし、県の総合的な健康づくりの指針である「みやぎ21健康プラン」の個別計画と位置付けることといたします。

次に「2 計画の概要」でございます。

次期計画は、第2期計画の評価結果及び国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(素案)」を基に、以下の概要で考えております。

なお、各自治体の計画策定の基礎となる国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」につきましては、今後パブリックコメントを経て、7月ごろに最終のものが公表される見込みとなっております。

現在国の素案を基に案を検討しておりますことから、素案に変更があった場合は、変更点に合わせ県の計画も修正を加えていきたいと考えております。

まずは、歯科口腔保健推進の4つの方向性につきましては、改善に向かっているものは取組を継続しながらも、なお一層の取組が必要と考えられる点を重点に据え、本県の歯科口腔保健全体の底上げを目指すという観点から、第2期計画の取組の成果を受け継ぐ形で、次期計画についても、こちらに記載のとおり、第2期計画と同様の4つの方向性で中間案を作成したいと考えております。

なお、次期計画の中間案等については、別添の目次構成を基に事務局で作成、第2期計画の評価結果及び国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を反映した内容としたいと考えております。

中間案は8月頃に開催予定の本検討評価委員会及び11月頃に開催予定の宮城県歯科保健推進協議会により検討・協議を行う予定です。

また達成指標についても、中間案に併せ見直しを行う予定でございます。

では、構成目次案について御説明させていただきます。

第2期計画の構成を基本としつつ、「第3章 各論」の「7」に口腔機能の獲得・維持・向上」の項目を追加しております。

こちらは、国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の素案の記載にあわせ、県の計画にも記載を追加するものであり、主にオーラルフレイルなどに関する記載の充実を想定しております。

また、同じく「第3章 各論」の「9」に「大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項」

を追加しております。

こちら、国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の素案の記載にあわせ、関係団体との連携体制等、県の計画の記載を充実させることを想定しております。

なお、第3章各論の「1」から「4」ライフステージの区分けにつきましては、今後今後詳細が公表される予定であります国の基本的事項の記載に併せた区分を検討してまいりたいと考えております。

こちらは、国の動向を踏まえ、中間案協議時に詳細をお諮りする予定です。

次に「3 計画期間」でございます。

計画期間は、

国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（素案）」に係る計画について、計画期間は令和6年度から令和17年度までの12年間とされていること。

宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例第9条第6項において概ね5年ごとに見直しをすることとされていること。

を踏まえ、2案お示ししております。

案の一つ目が令和6年度から令和11年度までの6年間とするもの。

案の二つ目が令和6年度から令和17年度までの12年間、6年目で中間見直しをするという案でございます。

こちらは、「みやぎ21健康プラン」等、県の策定する他の計画の改定状況も踏まえ、それらとの調和も図りつつ中間案の協議にあわせ検討してまいりたいと考えております。

最後に、スケジュールについて、資料3枚目で御説明させていただきます。

本日御協議いただきました第2期計画の評価結果と次期計画骨子案を基に作成した次期計画の中間案については、8月30日開催予定の8020検討評価委員会において、御協議をいただいた上で、11月頃に開催予定の本協議会にお諮りする予定でございます。

資料3の御説明は以上となります。計画の概要や計画期間など、中間案策定に向けた骨子概要について、御意見を頂戴できればと存じます。

御審議の程、よろしくお願いたします。

(高橋会長)

基本計画の骨子案について御説明いただきました。

委員方から御質問、あるいは御意見がございましたらお願いたします。

いかがでしょうか。

(人見委員)

宮城県の基本計画骨子案はとても堅い感じがします。なるべく難しい文字を使わないで、比較的シンプルに、県民のどなたが読んでも意味合いが通じるようなものが良いです。

国の基本事項素案では、最初に「人生100年時代に本格的に突入する中で」といった書き出しなので、介護予防の意味合いが入ってくると、意義深いものになってくるのかと思います。

また、歯科衛生士会としては人材の確保・育成がこの内容に出ています。歯科衛生士に限らず、幅広く様々な職種が関わり合い、連携し宮城県の保健や介護を支えることが必要です。実現には、人材の確保というのは非常に重要になってくるかと思うので、県の方々にはとても期待しています。

歯科衛生士の人材の育成等、当会も頑張ってきていますが、口腔保健支援センターを中心になってやっていただければ、非常に力強いかと思いました。

(高橋会長)

ありがとうございます。

「みやぎ21健康プラン」の個別計画で位置づけるとなっておりますので、他のところと連携を十分に図るといことも一つ重要な視点だと思いますので、今出てきた御意見をふまえた計画が必要かと思えます。

また、表現につきましては、ほかの自治体でも今話題になってます。

AI を使って簡単な言葉に、小学生でもわかる言葉に置き換えて発信するなど、されているところもあるようです。

やはり意味合いを理解できないとなかなか浸透しにくいと思いますので、この辺の工夫はぜひしていただければと思います。

他にいかがでしょうか。

(佐藤委員)

この目次構成やスケジュール感については、私は異議ございませんが、私ども協会けんぽはお勤めになっている方たちの健康保険の運営ですが、そういう視点から要望を数点、発言させていただきます。

先ほど評価の案のところでも少し記載があったので、注目していたのですが、これまでの事業の中でアンケートを取られて優良事例をリーフレットに取り入れ、配布したという事業もされているようです。

今後、またアンケートを取られるような機会があると思うのですが、働いている人たちの世代の保健は、なかなか私たちも取り組みが難しく、先ほど冒頭で健診を実施されている事業主の実態をお聞きしたところなのですが、どのような取り組みをされて、その事業所はうまくいっているかというところを横展開していかないと、広がっていきませんので、アンケートの際にはどのような取り組みをしているのか具体的などころまで拾っていただいて、それを広く公表していただきたいというのがまず一つです。

それから、その広報の仕方ですが、紙媒体でたくさん作って配布するというのも、費用の面もありますので、なかなか大変だと思います。

県のホームページには色々なコーナーがありますが、スマートみやぎ健民会議のコーナーも全面に出ていなくて、一生懸命奥に探して行かないと見つからない状況です。

スマートみやぎ健民会議のコーナーや、あるいは宮城県民の健康づくりといったものを、もっとホームページなどで全面に出していただいて、「口の健康づくりは体の健康づくり」

などといったところを、一つのコーナーから入っていて、両方見れるような形にしてもらいたいという点が要望です。

あとは、先ほどの事例の話に関係しますが、体の方の健康づくりの部分を広報しているコーナーと、歯あるいは口の中のことを伝えているコーナーがバラバラです。

一つのところから、体も口の中も両方見て、さらには、喫煙は両方に悪いんだといったところも含め、伝えていってもらいたいと思っておりますので、バラバラになっている情報を集めていただきたいと思って、普段からホームページ見ておりました

(高橋会長)

ありがとうございます。

貴重な御意見が出たと思っています。

アンケートに具体的に好事例が書けるような形で、それをシェアしてもらえそうな仕組みというものを考えてほしいというのは良い点だと思います。

二点目は、ホームページでは様々な情報が出ていますが、体系化や一元化をして頂ければというところでした。

様々な組織があって、簡単ではないという事情もあるでしょうけれども、私たちの体一つですので、それに関する情報は一つのところから得られるような体系化をぜひ考えていただければと思います。

他いかがでしょうか。

この基本計画の目次構成案およびスケジュールリングのことにつきまして、ただいまいただきました御意見を加味しながら、これから具体化して行くということに関しては皆様方よろしいでしょうか。

それではこの案をお認めしたいと思えます。

最後ですが、全体として御意見がありましたらお願いいたします。

(千島委員)

ハッピーート大崎の千島と申します。

私は管理栄養士で、フレイル予防について、栄養と口腔と運動の三つの視点から、事業を受託して、大崎市を中心ですが、様々な市町村で事業をしております。

口腔と食に関しては、自分の問題として、歯の健康の大切さというのを理解しないで、そして、今が当たり前のような状態で生活している人たちが多くいるような気がしてなりません。

いくら提案しても、なかなかそのところがわかってもらえていなかったのですが、継続して行くことで、どうにか健康っていうのを理解していただいている人たちが多くいます。

私たちが相手にする人たちは、フレイル予防ですので、80代、90代の方です。

100人の人たちに、フレイル予防として、どんな取り組みをしているかということをお伝えしました。

この人たちは、最初はまったく口腔の意識がない、歯医者さんにかかることがない人たち

でしたが、今は、およそ半分以上の人たちに歯の大切さがわかってもらい、歯科健診を受け、入れ歯の手入れもしています。

長く関わることで、若い人たちも、かなり前に進んでいけるのではないかと考えています。また、自分でできるかできないかということを知り、気づくことも大切であるということで、吹き戻しを使うことで、自分は息が漏れてしまうということを知り、食べ物を食べられないということを知り、それがいいと思いました。

ぜひ、誰にでも分かるような形での投げかけを考えていただけるとありがたいです。

(高橋会長)

御意見ありがとうございます。

先ほどの話も関係しますように、口は、口だけではなく他のところの健康と非常に密接に関係があると、それを継続して伝えていくことが、歯の健康のプロモーションに繋がっていくというところだと思います。

引き続きどうぞよろしくお願いしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

無いようでございますので、以上もちまして、本日予定した議題すべて終了となります。

御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返ししたいと思います。

(事務局)

高橋会長、議事進行いただきまして、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

それでは以上もちまして、宮城県歯科保健推進協議会を終了いたします。

次回協議会は11月頃に予定しておりますが、具体の日程は追って調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

大変お疲れ様でした。ありがとうございました。